

変わるぞ！部活！始まるぞ！地域クラブ！

三田市、三田市教育委員会

【基本方針】

令和8年度中に学校部活動を終了し、活動の主体を地域クラブ活動に移します

なぜ地域移行が必要なのか

- 学校の小規模化が進むことで、生徒が希望する部活動がない、学校単位で活動出来ない、など持続が困難な現状がますます深刻化しています。
- 生徒のニーズが多様化しており、様々なスポーツや、文化・芸術活動が出来る環境整備が求められています。
- 中学校教員の長時間労働の要因の1つに部活動があげられ、部活動の地域移行を実現することにより働き方改革を推進し、教職員が学習や生活・進路面等で、子どもたちと向き合う時間を十分確保できるようにします。

三田市教育委員会では子どもたちの持続可能な体験活動の確保を目指し、三田市文化スポーツ課と協働しながら、地域クラブ活動の設置を推進するため、基本方針に基づいた取り組みを行います。

1 地域クラブ活動の設置に向けた取り組み

- ◆ 平日と休日の一体改革により、地域クラブ活動の設置促進を目指します。
- ◆ 学校単位から市単位へ活動の範囲が広がることで、生徒に多様な選択肢ができる環境を目指します。
- ◆ 生徒のニーズを把握することで、既存の活動だけでなく、新しい活動ができる環境を目指します。
- ◆ 目的を共有する仲間と活動することで、活動の幅を広げるとともに、内容の充実を目指します。
- ◆ 専門的な知識をもつ指導者による効果的な指導により、個々の満足度を高める活動を目指します。
- ◆ 一定の会費や、活動に必要な実費を負担いただくことで、持続可能な活動を目指します。



2 学校部活動と地域クラブ活動のちがい

	学校部活動	地域クラブ活動
運営主体	中学校	各種スポーツ協会・文化芸術団体等
指導者	教職員(部活動指導員含む)	地域指導者
参加者	当該校に在籍する生徒	入会を希望する生徒
活動場所	在籍する中学校の施設	市内の学校施設、公共施設等
費用	部費(実費相当)	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

3 地域クラブ活動について ～これだけは知っておこう！！～

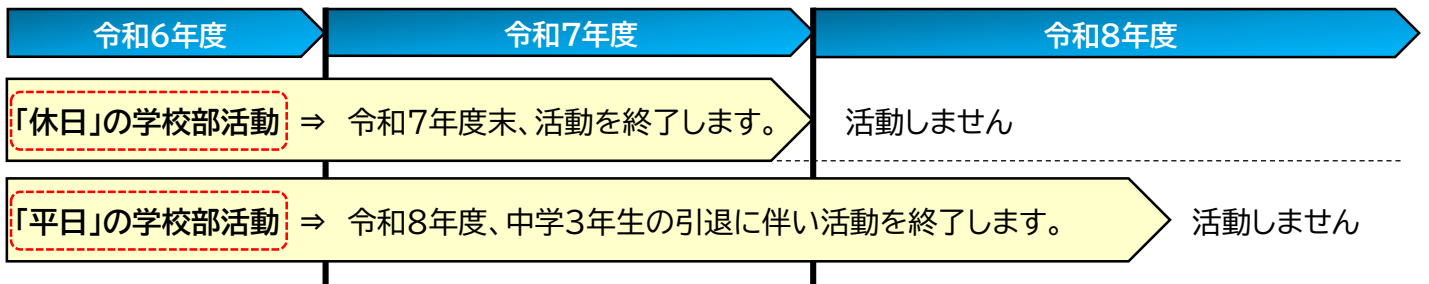
- ①希望する生徒が地域クラブ活動に入会して活動します。地域クラブ活動の指導者は、地域指導者です。
- ②地域クラブ活動に係る費用は受益者負担です。負担額は地域クラブごとに異なります。
- ③活動場所は、市内の学校施設等を使用します。活動場所までの移動は、保護者の責任により子どもたちが各自で移動します。
- ④学校管理外の活動となりますので、活動中に怪我等が発生した場合は、地域クラブ活動で加入するスポーツ安全保険等の適用となります。
- ⑤地域クラブ活動の設置数は、生徒数や運営主体である協会等の状況により、種目・活動ごとに異なります。市内に4つの地域クラブ活動が設置される場合があれば、市内に1つのみ設置される場合もあります。

4 地域クラブ活動の設置について（令和6年9月26日時点）

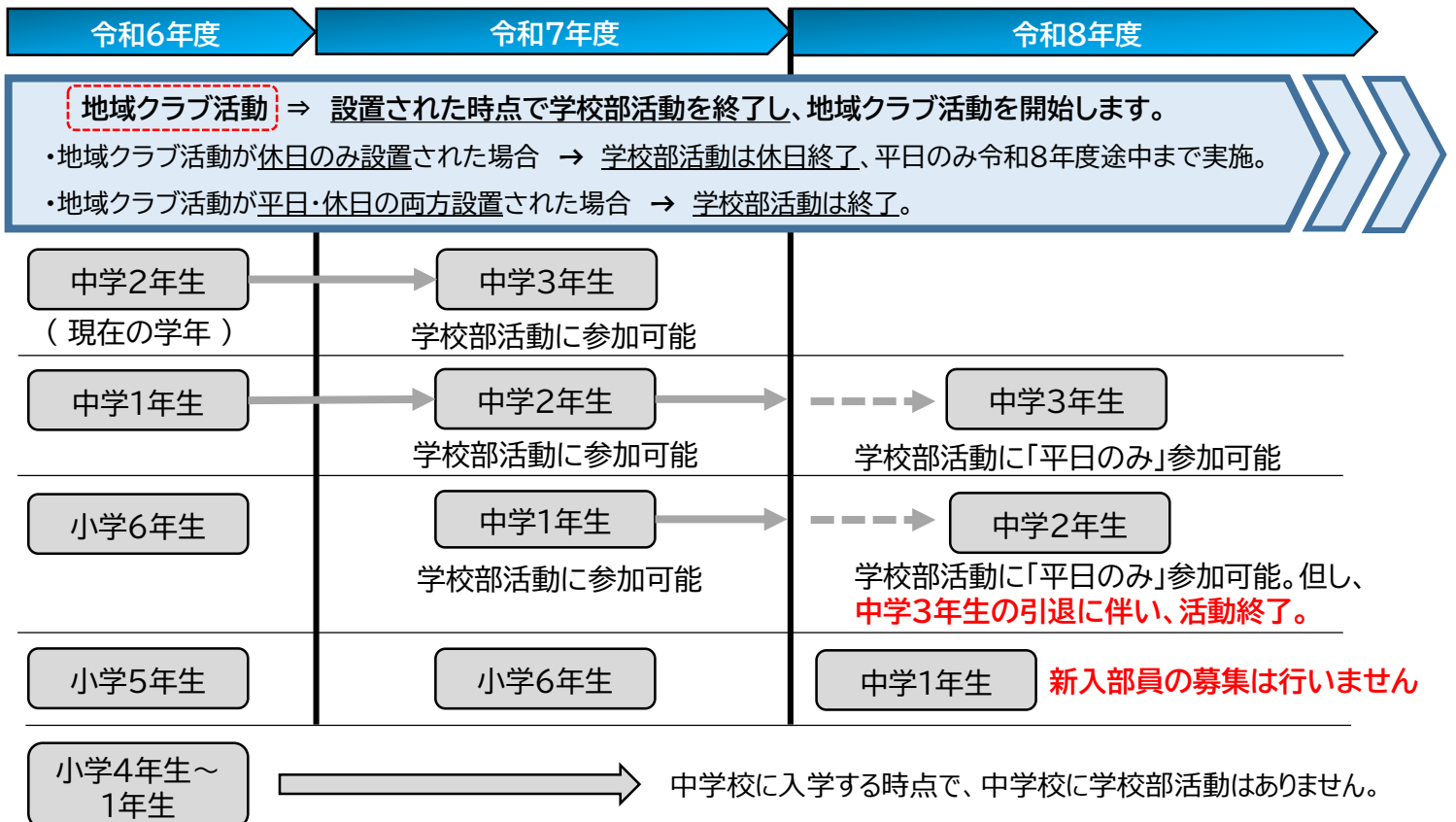
- ①スポーツ種目については、三田市スポーツ協会を中心に地域クラブ活動の設置を進めており、現在、剣道協会、空手道連盟による地域クラブ活動を実施しています。またバスケットボール協会では、練習体験会を実施するなど、地域クラブ活動の設置に向けて取り組んでいます。
- ②文化芸術分野では、三田市文化協会を中心に意向調査など地域クラブ活動の設置に向け取り組んでいます。

5 今後の学校部活動について

※国の方針により変更する場合があります。



6 各学年の学校部活動への参加について



【問い合わせ先】 学校部活動については、学校教育課（079-559-5138）、地域クラブ活動設置については、文化スポーツ課（079-559-5022）にご連絡ください。